

朝霞市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定による請求について、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

なお、別紙は、朝霞市監査委員事務局に備え置き、一般の供覧に供する。

令和7年5月27日

朝霞市監査委員 松崎 徹

朝霞市監査委員 石原 茂

朝霞市職員措置請求監査結果

(令和7年3月28日收受)

令和7年5月27日

朝霞市監査委員

決 定 書

第1 請求人

住所 朝霞市

氏名

第2 請求の要旨（原文のまま。ただし、請求書の事実証明書及び追加提出資料の内容の記載については省略した。）

① 補助金の必要性と財務管理の不適正性

令和5年度の共済会収支報告書によれば、1, 638, 935円の繰越金が発生し、補助金432, 000円を大幅に上回る黒字となっている。これは、補助金なしでも共済会の運営が維持できたことを示しており、補助金の拠出の必要性が強く疑われる。この状況を踏まえると、共済会の運営は会員からの会費収入の範囲内で行うのが適正かつ合理的であり、補助金の廃止を含めた見直しを求める。

また、令和5年度に拠出された補助金相当額について、補助の必要性が認められなかつた場合には、市への返還を求める。なお、共済会は社協職員の自主的な任意団体であり、令和6年度には会員が自由に退会できる規約が整備されたことを付言する。

② 補助金が社協職員共済会員への高額景品・金券相当品配布に流用された疑い

令和5年度共済会抽選会では、ニンテンドースイッチ、リファシャワーへッド、自動調理なべ、バーミューダオーブントースターなどの高額家電や、スターバックスギフトカード、カタログギフトといった金券類が共済会員に配布されていた。補助金相当額の余剰金が年度ごとに市へ返還されていない点を踏まえると、これらの景品購入には過年度の補助金余剰分を含め、令和5年度の補助金が充てられたとみられ、財務会計上の適正性が強く疑われる。さらに、上記物品の共済会員への配布は実質的に社協職員への不当な私的還元の疑義も生じており、市の補助金拠出の意図に反する執行と考えられる。景品の購入数や配布実績が抽選会対象会員数と対応していたかを含め、景品購入に関する請求書等証憑を基に適正性を検証し、不適切な支出や配布状況が認められれば、再発防止策を求める。

③ 監査体制の不備（自己監査のみ）

令和5年度共済会収支報告書によれば、共済会の資金収支の監査は、共済会の会員である監事が担当しており、第三者による独立した監査が実施されていないことがうかがわれる。さらに、社協の法人監査報告書には共済会に関する記述がなく、市の補助金の使途について適正に検証されていない可能性が高い。市の補助金が支出されている以上、財務の透明性を確保するため、過去の監査の適正性を検証するとともに、外部監査の導入を含めた監査体制の見直しを求める。

④ 令和5年度の会費徴収停止と補助金依存の問題

令和5年8月から令和6年3月にかけ、共済会は、共済会文書総会の決定で会費徴収を停止していた

にもかかわらず、活動（日帰り旅行や抽選会等）を実施してきた。結果として、会員からの会費徴収に先んじて、市の補助金が執行される形をとった。会費徴収の停止をしつつ、市からの補助金が優先して執行される財務処理が適正かどうかを検証するとともに、当該会費徴収の停止の事実を市が事前に把握していたのかを明確にする必要がある。また、本事案が前例となり、今後も同様の運用が繰り返されることが許容されるのかについても検討し、必要に応じて適切な是正措置を講じるよう求める。

⑤ 社協への二重の福利厚生補助の適正性と必要性

社協には「共済会」と「ソウェルクラブ」の両方に市の補助金が拠出されており、同一目的で二重に補助が行われている疑いがある。この二重補助が合理的かどうか、共済会員内からも疑惑が呈されていた事実や社協職員のソウェルクラブ利用実績を踏まえて検証し、必要性が認められない場合は補助金の見直しや廃止を検討するよう求める。

第3 請求の受理

本請求は、令和7年3月28日に受付をしたが、要件審査では法定要件を具備していると認められるものの、請求の要旨の内容からは監査請求期間が合規であるかの判断が困難であった。よって、これを受理し、適法な監査請求であるか否かを引き続き審査した。

第4 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、当該監査請求に係る財務会計行為が違法若しくは不当な行為に当たるか否か、とした。

2 監査の期間

令和7年3月28日から同年5月27日まで

3 監査対象部署

福祉部福祉相談課

4 監査方法

次の方法により監査を行った。

(1) 請求人の陳述

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第7項の規定により、令和7年4月28日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から延期してほしい旨の話があったことから、令和7年5月16日に日程を変更し、監査委員室において請求人が陳述を行った。なお、陳述にあたり追加の資料が提出された。

(2) 関係人の調査

法第199条第8項の規定により、監査対象課に関係資料の提出を求めるとともに、令和7年4月11日に監査委員事務局職員において関係職員の調査を行った。

調査では、朝霞市社会福祉協議会職員共済会の収支決算書の収入内訳を見ると、朝霞市社会福祉協議会の共済会会員からの会費が多くを占めている状況にあった。

また、監査対象課に対して、本監査請求に対する見解書の提出を求め、令和7年5月8日に受領した。

福利厚生費についての市の見解としては、「国土交通省が定める建築保全業務積算基準（令和5年度版）に掲げられた内容と同様に、慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等への使途を想定しており、福利厚生の在り方については、社協が主体的な判断により適切に検討・実施し、社協の自由裁量が認められるものであると考えている。」とのことであった。

第5 監査の結果

1 主文

本件請求を以下の理由により却下する。

2 理由

(1) 監査請求期間が合規であるかの審査

法第242条第2項は、住民監査請求の期限について、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

令和5年度の朝霞市社会福祉協議会補助金は、四半期ごとに交付しているが、支出負担行為日、支出命令日は令和5年4月5日、最も遅い支払日でも令和6年1月25日となっている。これは本請求がなされた令和7年3月28日の時点で、当該行為のあった日から1年を経過しており、監査請求の対象とするには、同項ただし書の「正当な理由」があったことを示す必要がある。

この「正当な理由」が、あつたかどうかについては、「住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」（最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決）とされる。

また、「相当な期間」の解釈について同判例では、財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から、3か月弱で提出された監査請求は相当な期間内にはないとされている。

本請求における、財務会計上の行為の存在及び内容を把握していたと解される日は、令和5年度（2023年度）朝霞市一般会計歳入歳出決算書が市ホームページ等で公表される令和6年8月30日であり、本請求のあつた令和7年3月28日までに約7か月を要している。

そこで、本判例を踏まえ、陳述の際、請求人に期間を要した理由について確認をしたが、「正当な理由」については、見当たらなかった。

よって、本請求は、法第242条第2項に定める住民監査請求の要件を具備しない請求であると判断せざるを得ない。

(2) 社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会職員共済会について

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会職員共済会の行った行為については、法第242条第1項に列举されている事案には当たらないため、監査委員が判断すべき立場にはない。

以上のことから、本件監査請求のうち、請求の要旨①の前段については、法第242条第2項の規定により、請求の要旨①の後段（「また、令和5年度に拠出された補助金相当額」以下の部分）及び②から⑤までについては、法第242条第1項の規定に当たらないことから却下する。